

八王子市立高嶺小学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立高嶺小学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ・すべての教職員が、「いじめは決して許されない」「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。

〇令和7年度の重点項目

- ・学校いじめ対策委員会を核とした組織的かつ実効的ないじめ対応。
- ・いじめられている児童の立場に立った対応・指導の徹底。

令和7年度はいじめの防止等に向けた課題

- 〇魅力ある授業の実現
- 〇道徳教育の充実
- 〇未然防止や早期発見のための措置
- 〇情報モラル教育の充実
- 〇学校いじめ対策委員会を核とした組織的な対応

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週金曜日16時から（定期委員会は全教職員で実施）
- 〇構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC
いじめ対策委員会コーディネーター
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- ① 毎日、学年間で児童の様子やトラブルの共有、いじめ事実一覧に
入力。
- ② 各学年のトラブル等を管理職・コーディネーターに報告。
- ③ いじめ対策委員会にて、全体で情報共有。いじめの認知判断。具
体的な対応についての協議。関係諸機関との連携。保護者への情
報提供ならびに報告。
- ④ 中・長期的な見守り。

※ 重大事態の案件については、教育委員会に報告。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月3日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 8月28日「重大事態の理解と対応」
- 12月19日「いじめへの組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- ・特別の教科 道徳
「生命の尊さ」「よりよい学校生活、集団生活」
「公正・公平・社会正義」「友情、信頼」
- ・学級活動
「自分の気持ちに気づき、対処方法を身に付けよう」
「友達のいいところや頑張りを見つけよう」
- ・Q-U 実施
- ・SNS を通じて行われるいじめ防止
セーフティ教室

SOS の出し方に関する授業

- ・東京都から出されている「自分の命を大切にしよう」のDVD 教材を視聴。
- ・月ごとの安全指導
- ・長期休業前の生活指導
- ・セーフティ教室

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ・6月2日（月） 全校朝会にて、校長講話。
「命の文字の意味について」「赤ちゃんの泣き声を聞き、大事な命を授かって生まれてきたこと」「トラブルやけんかがあっても次に活かし、相手を傷つけないようにしていくことが大切」「いじめは絶対に許さない。先生全員が同じ思い」（状況により変更の可能性あり）
- ・6月2日（月）～6日（金）全学年にて、道徳授業の実施。主題「生命の尊さ」「よりよい学校生活、集団生活の充実」「公正・公平・社会正義」「友情、信頼」

児童の自己肯定感を高める取組

- ・「みんなちがって みんないい」を合言葉にすべての教育活動において人権意識を高める。
- ・異学年交流（くすのき班活動）を通して、人と関わる喜びを育てる。
- ・すべての大人が児童と触れ合う時間を大事にし、子供のありのままの姿を認める。子供の小さな変化に気づき、向上心のもてる指導につなげていく。
- ・体験的な活動を通して、得た達成感や成就感を積み重ねる。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校はいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校はいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校はいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。